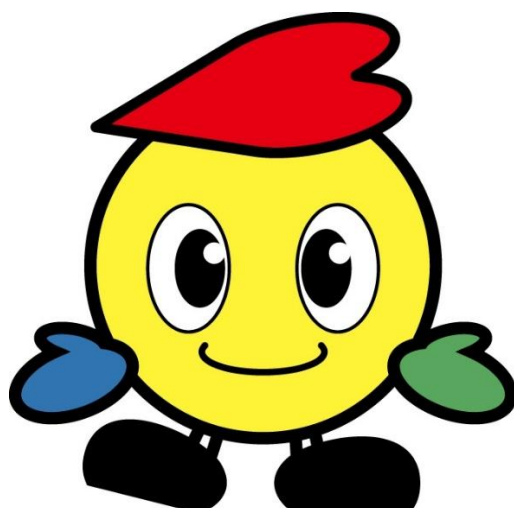


地域福祉活動補助金

(ボランティア活動振興事業)

活用事例集



令和8年度版

社会福祉法人 那須塩原市社会福祉協議会

— 目 次 —

- ① 『ボランティア活動に必要な備品の購入』について・・・P. 2

- ② 『地域（自治会、福祉部、地区社協等）と
協働で行う福祉を目的とした事業』について・・・P. 3

- ③ 『他のボランティア団体及び福祉的団体等と
協働で行う福祉を目的とした事業』について・・・P. 4

- ④ 『会員研修事業』について・・・P. 5

- ⑤ 『事業の目的を達成するために使用する車両
（バス、レンタカー、タクシー等）に関わる費用』について・・・P. 6

- ⑥ 『その他、社会福祉協議会が認める費用』について・・・P. 7

① ボランティア活動に必要な備品の購入（補助率 8/10 上限 50,000 円）

ボランティア団体が、活動に必要な備品を購入する時に申請できます。

例) パソコンの購入

1 事業計画書

事業名	点訳用のパソコン購入
実施日	-
場所	団体として保管し、活動時に使用
事業内容	点字の普及、点字での視覚障害者への情報を提供。 (選挙公報やごみカレンダーなどの公的な情報から視覚障害者から希望された本などの点訳など)
対象者	市内の視覚障害者
人数	-
申請理由	現在使用している点訳用のパソコンが旧式で、最新版の点訳ソフトが使用できないので新しいパソコンを購入するため。
関係機関	社協、那須塩原市

2 収支予算書

収入の部

項目	金額	摘要(内訳)
社協補助金	50,000 円	
会負担金	60,000 円	
合計	110,000 円	

支出の部

項目	金額	摘要(内訳)
パソコン一式	110,000 円	
合計	110,000 円	

○補助金の額 補助対象経費×補助率 (8/10)

110,000 円×8/10=88,000 円 ⇒ 50,000 円 (上限 5 万円)

3 その他

- ・購入する備品がわかるもの(カタログや見積書など)を一緒に提出してください。
- ・個人の備品となるようなものは除きます。

② 地域（自治会、福祉部、地区社協等）と協働で行う福祉を目的とした事業
（補助率5/10 上限30,000円）

ボランティア団体が主となり、地域と協働して行う福祉を目的とした事業。

例）ボランティア団体が主として地域の人達と一緒に子どもの居場所づくりを行う

1 事業計画書

事業名	夏休みの子どもの居場所づくり事業
実施日	令和〇〇年〇月〇〇日～〇月〇〇日
場所	空き店舗（〇〇商店跡地）
事業内容	空き店舗を5日間借り、そこに子どもたちを集め、夏休みの宿題や体験活動を地域の人たちと協力して行う。
対象者	長期休み中の子どもたち
人数	20人
申請理由	夏休みの期間を利用し、単に宿題をするだけでなく、他の子どもたちと交流しながら、普段ではできないような体験学習も行いたい。 また子どもたちの居場所づくりや見守りも兼ねている。
関係機関	〇〇自治会、地域住民、学生ボランティアなど

2 収支予算書

収入の部

項目	金額	摘要（内訳）
参加費	10,000円	500円×20人
社協補助金	23,000円	
会負担金	14,800円	
合計	47,800円	

支出の部

項目	金額	摘要（内訳）
材料費	10,000円	500円×20人
借用料	5,000円	空店舗5日間
消耗品	20,000円	
飲み物代	10,000円	
保険代	2,800円	20人×28円×5日間
合計	47,800円	

○補助金の額 補助対象経費×補助率（5/10）

47,800円×5/10=23,900円 ⇒ 23,000円（千円未満切捨て）

③ 他のボランティア団体及び福祉的団体等と協働で行う福祉を目的とした事業
 (補助率5/10 上限30,000円)

ボランティア団体が主となり、他のボランティア団体や福祉的団体（障害者や高齢者などの団体）などと一緒に事業を行う。

例) ボランティア団体が合同で視覚障害者との交流会を行う

1 事業計画書

事業名	視覚障害者と音訳ボランティアとのふれあい事業
実施日	令和〇〇年〇月〇〇日
場所	〇〇センター
事業内容	視覚障害者と音訳ボランティアとの交流会 演奏会と3地区ボランティアによる朗読会を行う。
対象者	視覚障害者と音訳ボランティア
人数	50人
申請理由	個人での外出が困難な視覚障害者と音訳ボランティアが一堂に会して交流を図ることにより、より良い音訳ができるようリスナーからの要望を聞くことができる。また、視覚障害者同士、ボランティア同士の親睦を図り、情報交換をするために開催する。
関係機関	社協

2 収支予算書

収入の部

項目	金額	摘要(内訳)
社協補助金	☆13,000円	事業費分の補助金
社協補助金	★50,000円	車両費分の補助金
会負担金	19,400円	
合計	82,400円	

支出の部

項目	金額	摘要(内訳)	
施設使用料(イ)	5,000円	会場使用料等	事業に関わる費用 5/10 上限30,000円
講師謝金(ロ)	20,000円		
保険料(ハ)	1,400円	50人×28円	
バス使用料(ニ)	38,000円	レンタカー代	車両に関わる費用 10/10 上限50,000円
※P6参照	8,000円	ガソリン代	
	10,000円	運転手代	
合計	82,400円		

○補助金の額 補助対象経費×補助率(5/10)

(イ)～(ハ) 26,400円×5/10=13,200円 ⇒ ☆13,000円(千円未満切捨て)

(ニ) 56,000円×10/10=56,000円 ⇒ ★50,000円(上限5万円)

④ 会員研修事業（補助率5/10 上限30,000円）

ボランティア団体の活動の充実を図るため、会員の知識・技術の向上のために行われる研修の費用。

例) 傾聴ボランティア団体が県外で行われる研修会に参加する

1 事業計画書

事業名	会員研修事業
実施日	令和〇〇年〇月〇〇日
場所	〇〇県〇〇市〇〇文化センター
事業内容	傾聴の技術向上、スキルアップのための研修会に参加
対象者	傾聴ボランティアの会員
人数	15人
申請理由	傾聴は、特殊なボランティアであるため現場での悩みや迷いが出るので自信を回復させる機会が必要。 また、スキルアップも必要なため研修会に参加する。
関係機関	—

2 収支予算書

収入の部

項目	金額	摘要(内訳)
参加費	7,500円	500円×15人
社協補助金	☆7,000円	事業費分の補助金
社協補助金	★50,000円	車両費分の補助金
会より	11,060円	
合計	77,560円	

支出の部

項目	金額	摘要(内訳)	
研修参加費(イ)	15,000円	1,000円×15人	事業に関わる費用
保険料(ロ)	560円	ボランティア行事用保険	5/10 上限 30,000円
バス使用料(ハ) ※P6参照	60,000円	送迎バス借り上げ代	車両に関わる費用 10/10 上限 50,000円
合計	75,560円		

○補助金の額 補助対象経費×補助率(5/10)

(イ)(ロ) 15,560円×5/10=7,780円 ⇒ ☆7,000円 (千円未満切捨て)

(ハ) 60,000円×10/10=60,000円 ⇒ ★50,000円 (上限5万円)

※ 会員研修事業での昼食代は、補助の対象となりません。

※ 車両に関わる費用(車両借上げ代、燃料代、高速代、運転手謝礼など)は、会員研修事業とは別に車両に関わる費用として計上する。

⑤ 事業の目的を達成するために使用する車両（バス、レンタカー、タクシー等）に関わる費用（補助率 10/10 上限 50,000 円）

地域福祉活動補助金ボランティア活動振興事業の補助対象事業区分の

- ②地域と協働で行う福祉を目的とした事業
- ③他のボランティア団体及び福祉的団体などと協働で行う福祉を目的とした事業
- ④会員研修事業

を行う上で、事業の目的を達成するために必要な車両の費用を併せて申請ができます。

◎申請にあたっては下記の事項をご確認ください。

ア) 車両に関わる費用を計上する場合は、必ず申請前にボランティアセンター、黒磯支所又は塩原支所に相談をしてください。

イ) 車両に関わる費用を計上する場合は、必ず行程表を提出してください。
(別紙：行程表を提出)

ウ) 事業計画書と行程表を確認し、申請団体の目的と直接関係がないと思われるものが含まれている場合には、車両に関わる費用は補助対象から除きます。

《補助対象にならない例》

例 1) 午前中に研修事業を行い、帰りに観光地などに立ち寄ってから帰る

例 2) 研修場所から次の研修場所に移動する際、遠回りをして観光地などで昼食を食べる

例 3) 研修事業の中に観光や買い物目的の休憩などが含まれる場合

例 4) 団体の活動目的以外の見聞を深めるための研修（美術館見学等）

例 5) 会員同士の親睦を目的として行うもの

エ) 車両に関わる費用には、下記のものが含まれます。

- ・車両借り上げ代（バスやレンタカーの費用）
- ・燃料費（ガソリン代など）
- ・有料道路通行料金や有料駐車場代
- ・研修会場までの交通費（駅から会場までのタクシー代など）
- ・運転手の謝礼や会員が車を出し送迎などを行った時の車代（実費程度）

《車両に関わる費用の補助金申請の対象事業 フローチャート》

Q1 今回の事業は、会の目的を達成するための事業ですか？ いいえ 該当しません

はい

Q2 今回の事業には、上記の例 1)～例 5) は含まれていませんか？ いいえ 該当しません

はい

車両に関わる費用の補助金申請の対象事業となりますので、ボランティアセンター、黒磯支所又は塩原支所で相談してください。

なお、車両に関わる費用に該当しない場合でも、④会員研修事業の補助金の対象事業となる場合があります。

⑥ その他、社会福祉協議会が認める費用（補助率 10/10 上限 10,000 円）

那須塩原市社会福祉協議会ボランティアセンターに当該年度の4月1日時点で2年以上登録している団体の運営に必要であると社会福祉協議会会長が認める費用。

例) ボランティアセンター登録団体の運営費

1 事業計画書

事業名	〇〇ボランティア（団体名）
実施日	※ 決まった活動日があれば記入 例) 毎月第4土曜日 決まった活動日がない場合は年間を通して活動などと記入
場所	※ 主な活動場所などを記入
事業内容	※ 団体の活動内容などを記入
対象者	※ 対象者や施設などがあれば記入
人数	—
申請理由	※ 申請理由や補助金の活用方法などを記入
関係機関	※ 活動に関係する機関があれば記入

2 収支予算書 ※ 年間の収支予算を記入

収入の部

項目	金額	摘要（内訳）
会費	20,000 円	1,000 円×20 人（年会費）
社協補助金	10,000 円	
合計	30,000 円	

支出の部

項目	金額	摘要（内訳）
事務費	10,000 円	印刷代
通信運搬費	3,000 円	電話代、切手代
保険料	7,000 円	350 円×20 人
活動費	10,000 円	交通費等
合計	30,000 円	

○補助金の額 補助対象経費×補助率（10/10）

30,000 円×10/10=30,000 円 ⇒ 10,000 円（上限 1 万円）

3 その他

- 上記の⑥については、事業計画や収支予算が入っている総会資料などがある場合には、申請時に総会資料等を添付すれば、事業計画書と収支予算書を提出しなくてもよい。
- 上記の⑥の補助事業の申請は、当該年度の5月31日までとする。